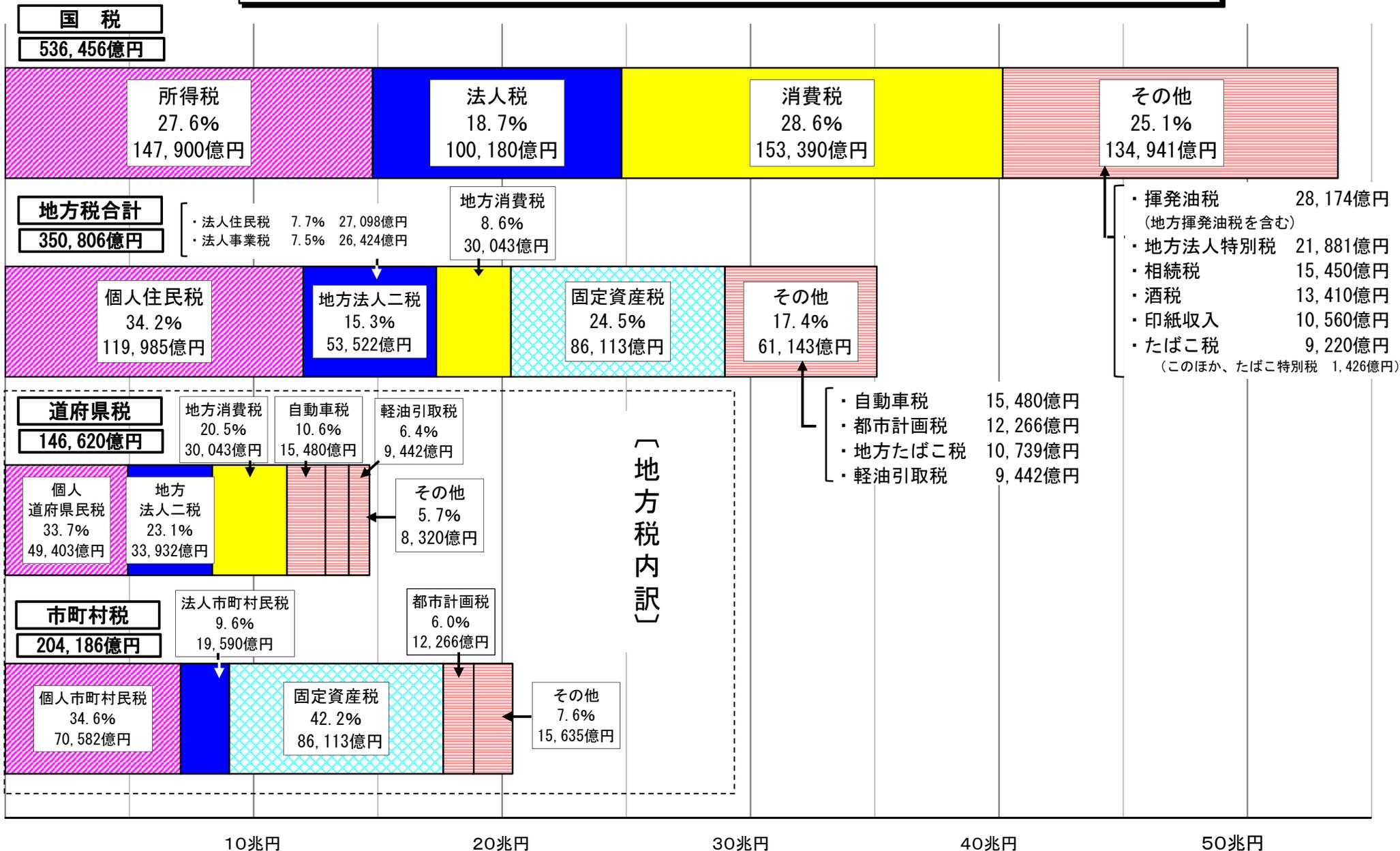


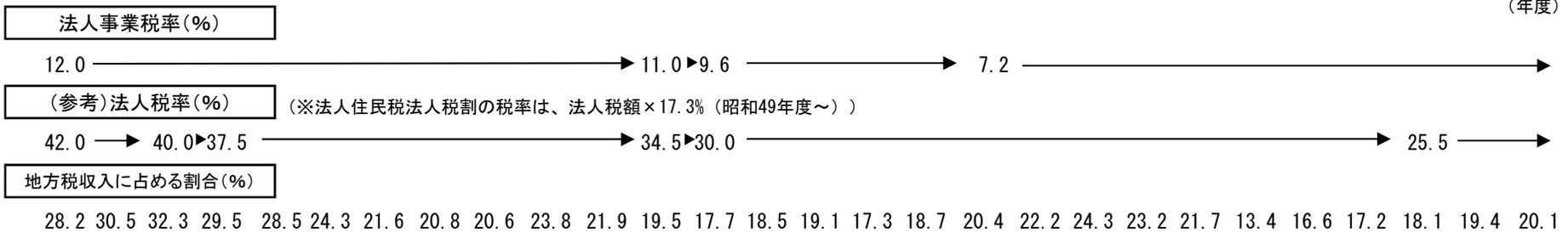
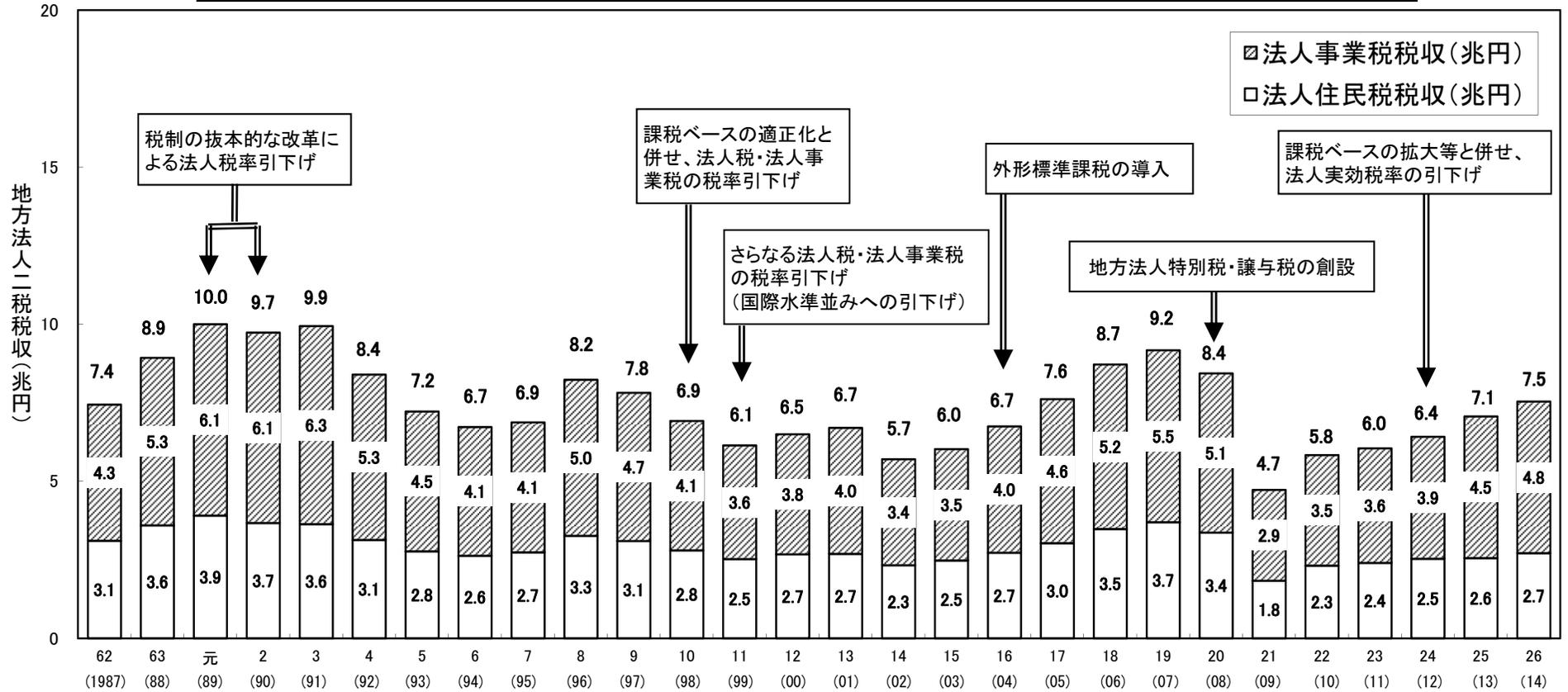
参 考 资 料

国税・地方税の税収内訳（平成26年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



(注) 1 24年度までは決算額、25年度は推計額 (H25.12時点) であり、いずれも超過課税等を含まない。また26年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 略

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三～六 略

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 略

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一～二 略

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四 略

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

六～八 略

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)(抄)

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

4. 法人課税

(2) 改革の取組み

① 法人実効税率の引下げ

平成23年度税制改正では、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます。このため、現在30%である法人税率を25.5%に引き下げます。これにより、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善が図られるとともに、「日本国内投資促進プログラム」で示されたように我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながることを期待されます。

税率引下げに併せて、課税ベースの拡大を行います。具体的には、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うほか、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すことや、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じます。

なお、法人実効税率の引下げは、我が国企業の国際競争力の観点等から行うものであるため、全体として地方の税収に極力影響を与えないようにします。また、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲します。

復興特別法人税の概要

1 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、復興特別所得税とともに創設するもの H24税込:4,810億円、H25税込:9,145億円 ※いずれも政府当初予算案ベース

(根拠法:東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法)

2 制度概要

① 納税義務者 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)

② 税額の計算

$$\text{各課税事業年度の基準法人税額} \times 10\% - \left[\text{外国税額} + \text{復興特別所得税額} \right]$$

※ 基準法人税額 = 各事業年度の所得に対する法人税の額(連結親法人にあつては、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額)。ただし、①特定同族会社の留保金課税、②土地譲渡益追加課税、③所得税額控除、④外国税額控除及び⑤仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しない場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。

③ 課税事業年度

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度

※ 当初は平成26年3月31日までの3年間を予定

③ 申告及び納付

- ・ 各事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告・納付 ※ 基準法人税額がない場合は、申告書の提出は不要
- ・ 復興特別所得税額で復興特別法人税額から控除しきれなかった金額がある場合は、申告により還付される。

法人事業税の沿革 ①

明治11年 営業税の創設(地方税)

- ・ 地方税規則の制定により府県税とされ、明治27年には府県税収入の5分の1を占める基幹税に
- ・ 明治21年より、市町村が付加税を課税

明治29年 営業税法の公布(地方税→国税に移管)

- ・ 物品販売業等24業種に対して、資本金額、売上金額、建物賃貸価格、従業員数等の外形標準により、国が課税
- ・ 府県・市町村は付加税を課税。これ以外の小営業に対しては従前どおり府県税として課税

大正15年 課税範囲の整備

- ・ 国税の営業税を営業収益税に組換え。法人及び個人の物品販売業等19業種に対し、純益を課税標準として課税
- ・ 府県は付加税を課すとともに、営業収益税の対象とならない理髪業等11業種及び免税点以下の小営業に営業の純益又は営業の収入金額、資本金額、営業用建物の賃貸価格若しくは従業者数を標準として、又は定額をもって営業税を課税

昭和15年 新営業税の創設

- ・ 抜本的税制改正により、国税の営業収益税と地方税の営業税を統合し、新たに法人のすべての営業及び個人の物品販売業等28業種の営業に対して純益を課税標準として課税する営業税(国税)を創設
- ・ 収入額はすべて地方分与税中の還付税として、徴収地の道府県に還付
- ・ 道府県・市町村は附加税を課税

昭和22年 営業税の地方税化(国税→地方税に移管)

- ・ 国税としての営業税を廃止し、道府県の独立税に再編
- ・ 法人及び個人の営業に対し、法人については純益を課税標準として課税
- ・ 市町村は附加税を課税

法人事業税の沿革 ②

昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・ 道府県が法人及び個人が行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・ 市町村は同率の附加税を課す

昭和25年 シャープ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・ 都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・ 最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである
(昭和24年8月「シャープ使節団日本税制報告書」)

昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・ 赤字事業に対する課税への反発等のため、附加価値税は一度も実施されることなく廃止
- ・ 附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設
※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税
税率：12% (年50万円を超える所得)

平成10年 税率の引き下げ・課税ベースの適正化(税率1.0%↓)

平成11年 税率の引き下げ(恒久的な減税)(税率1.4%↓)

平成16年 外形標準課税の導入(対象法人の所得割の税率2.4%↓)

- ・ 資本金1億円超の法人に対し、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税を導入(全体の約4分の1) 付加価値割税率:0.48%、資本割税率:0.2%
※平成15年度改正→適用は平成16年度から

法人事業税の沿革 ③

平成20年 地方法人特別税の創設

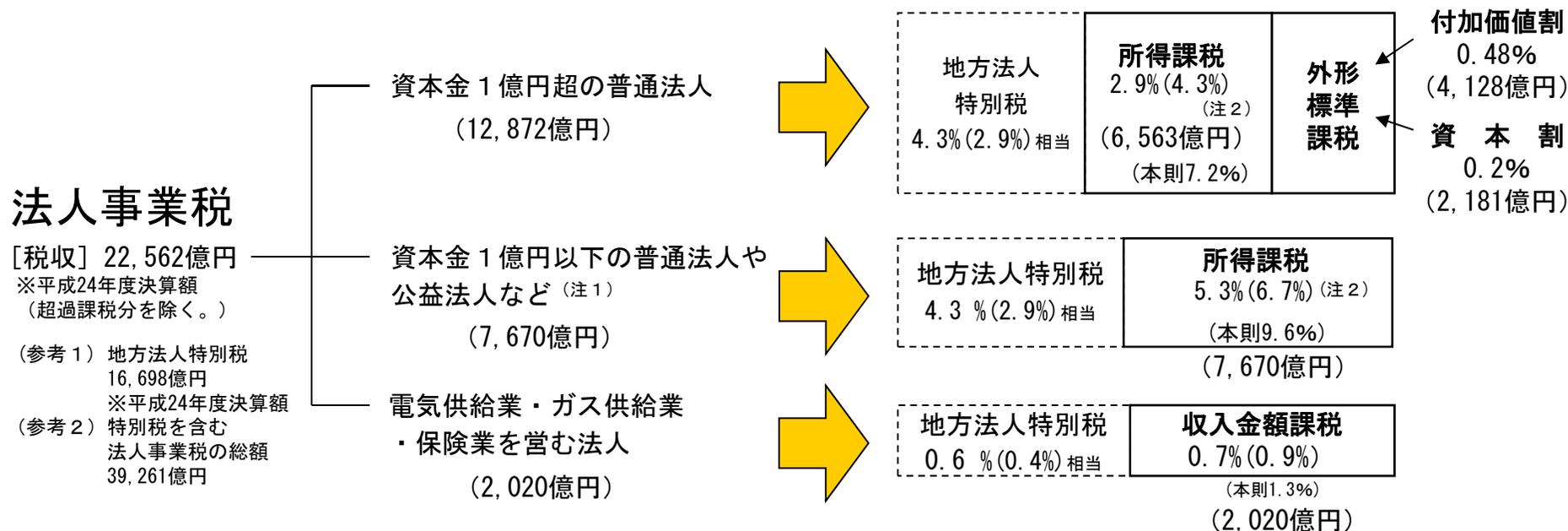
- ・税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税所得割、収入割の一部を分離し、地方法人特別税(国税)を創設。その税込全額を、人口及び従業者の譲与基準により、各都道府県に地方法人特別譲与税として譲与。

平成26年 地方法人特別税の規模縮小(法人事業税への復元)

- ・消費税率(国・地方)8%段階の対応として、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。 (注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設し、偏在性の少ない地方税体系の構築を進める。(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から。)

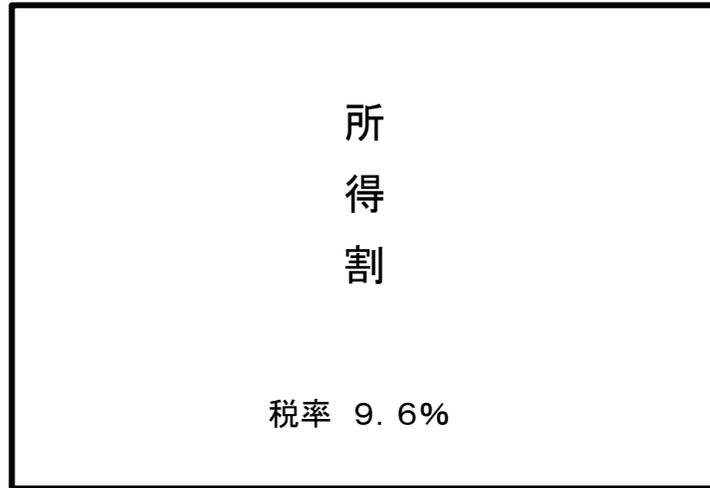


- (注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については3.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
 2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
 ※ 税率は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度に適用される税率であり、平成26年10月1日以後開始する事業年度については()内の税率が適用される。
 ※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

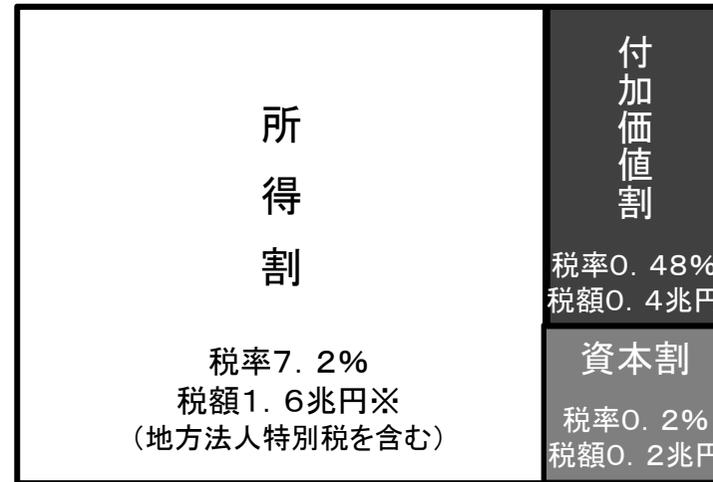
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

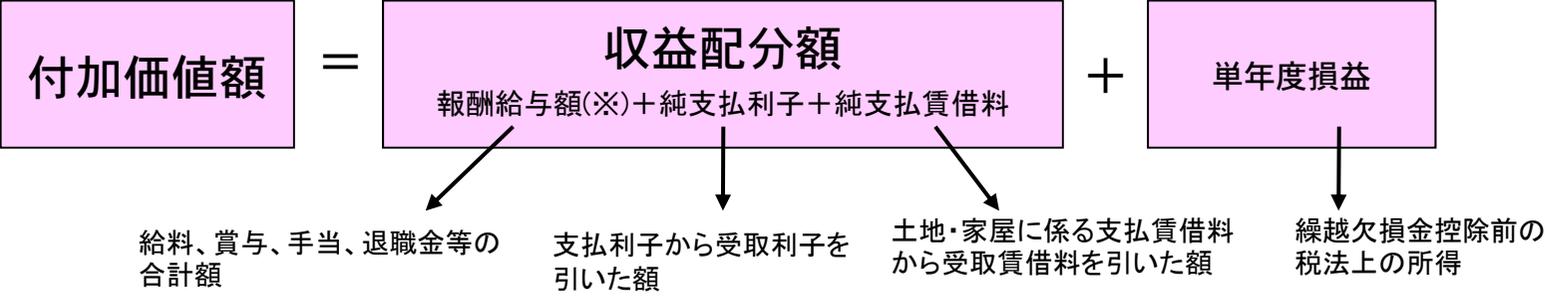
法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

法人事業税付加価値割の概要

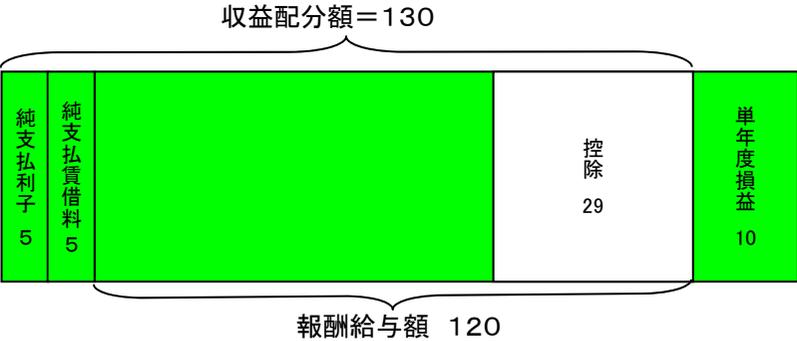
付加価値割額 = 付加価値額 × 0.48%



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考) 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

雇用安定控除
 …報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



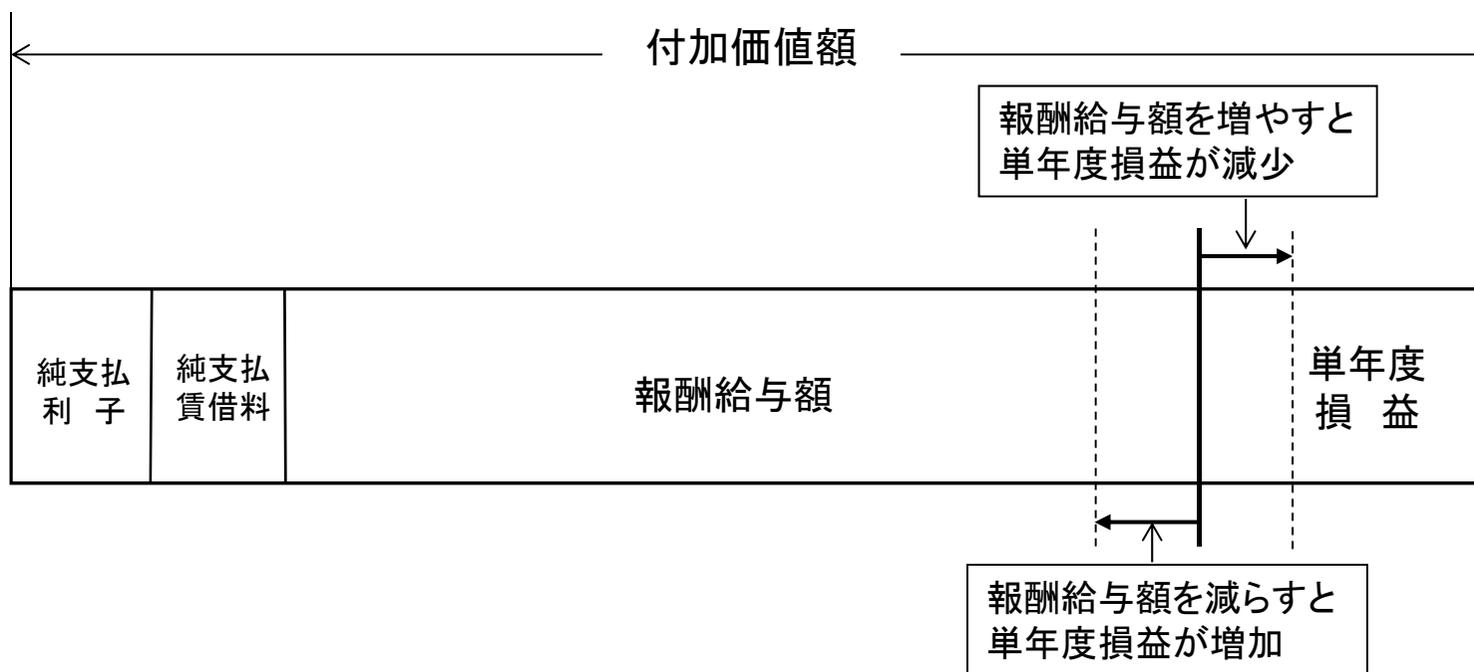
付加価値額 = 111

= 収益配分額(130) + 単年度損益(10) - 雇用安定控除額(29)

付加価値額と報酬給与額の関係

付加価値割

$$\text{付加価値割額} = \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$



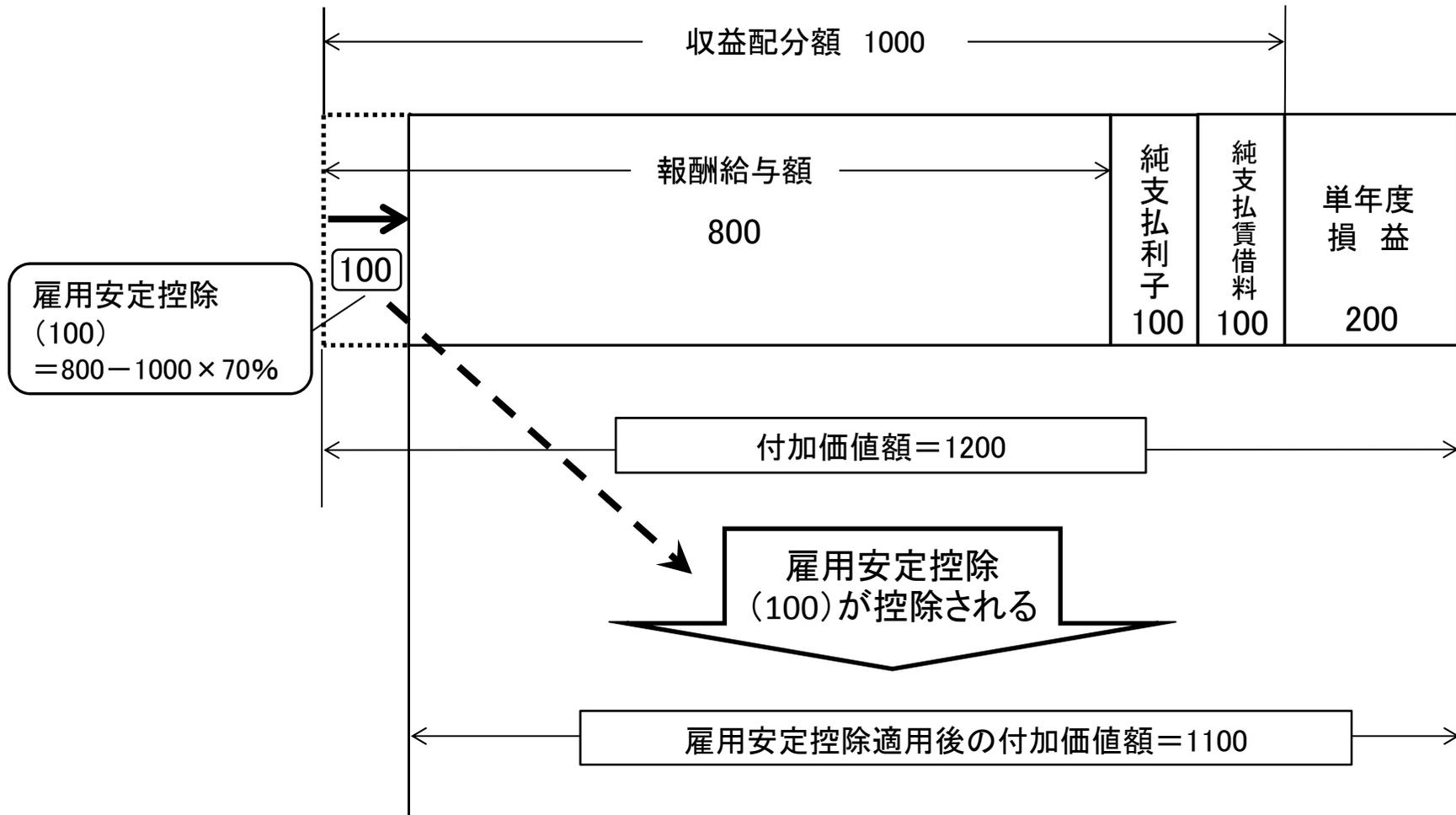
報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより
付加価値額は変わらず、税額は一定

雇用安定控除について

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

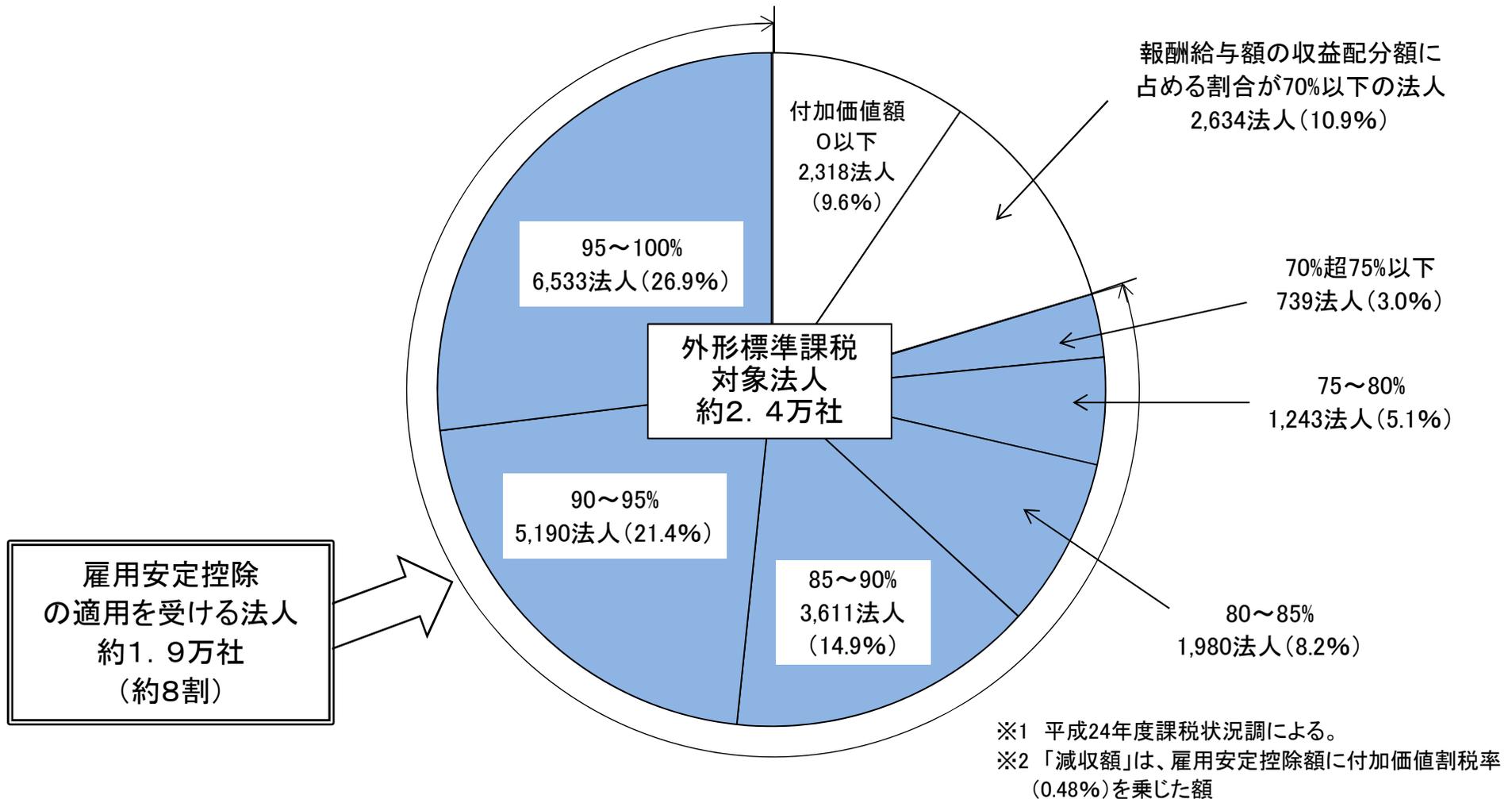
$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

【具体例】



雇用安定控除の適用状況について

- 約8割の法人において雇用安定控除の適用により税負担が軽減されている。
- 雇用安定控除による減収額は約727億円 ※ 付加価値割税率 4,128億円



法人事業税資本割の概要

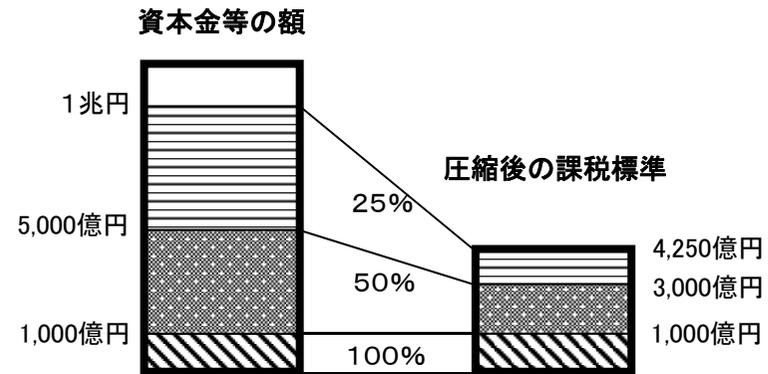
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

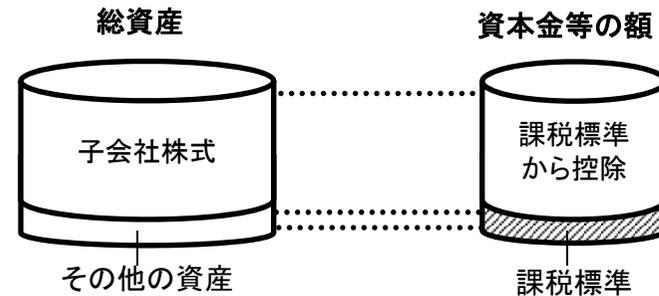
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

- ※1 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。
1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



- ※2 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



- ※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

法人事業税収入割の概要

$$\text{事業税額} = \text{課税標準} \times \text{税率}(1.3\%)$$

※ 平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度は0.7%
 平成26年10月1日以降に開始する事業年度から0.9%

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)		
沿革	運送業(昭和31年度まで収入金額課税法人)とともに、昭和24年度に収入金額課税法人に		昭和29年度に収入金額課税法人に追加	昭和30年度に収入金額課税法人に追加	平成18年度に収入金額課税法人に追加
24年度 税額(億円) (超過課税額)	1,077 (26)	229 (12)	398 (17)	158 (6)	18百万円 (0.8百万円)

※ 税額は、平成24年度において調定したもののうち現事業年度に係る金額を記載

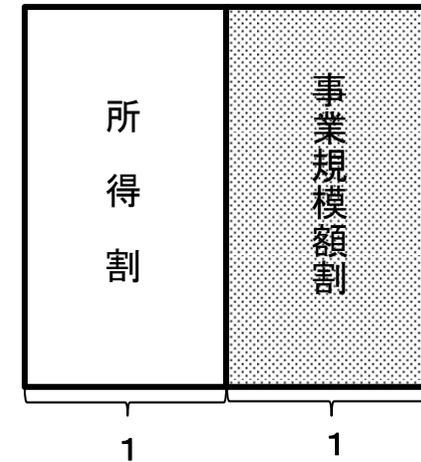
自治省案、総務省案の概要

自治省案(H12)

所得割の2分の1を事業規模額割に移行

【中小法人に対する特例】

- ・ 中小法人に係る事業規模額割の税率を1.0%に軽減（大法人は1.6%）
- ・ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、超えた分を収益配分額から控除（雇用安定控除、大法人の場合は85%）
- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額を算定することなく、「簡易事業規模額」（年480万円、税額年4.8万円）を選択可
- ・ 赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業について、徴収を最長で6年間猶予
- ・ 外形標準課税は段階的に導入（当初3年間1/4→4年目以降1/2）
中小法人は大法人より2年遅れて導入開始



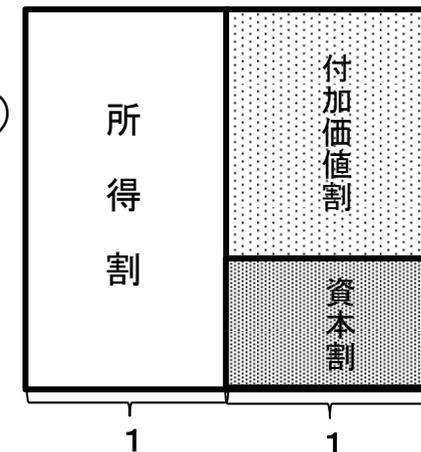
総務省案(H13)

所得割の2分の1を付加価値割、資本割に移行

大法人、中小法人とも同一税率（付加価値割 0.66%、資本割 0.48%）
雇用安定控除の設定はなし

【中小法人に対する特例】

- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、簡易外形税額（年4.8万円）を選択可能
- ・ 徴収猶予、段階的導入、中小法人への導入時期は自治省案と同様



政府税制調査会答申 (外形標準課税、自治省案及び総務省案関係部分抜粋)

平成13年度の税制改正に関する答申(平成12年12月13日) (抄)

自治省案は、個別の法人で見れば、一定の税負担の変動を生じさせるものの、全体として見れば、増税を目的とするものではなく、税収中立の考え方の下、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましいものであると考えます。

この点に関し、受益と負担の関係が明確になり、地方公共団体により一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、責任ある地方自治の確立にも資するのではないかとの意見がありました。また、地域の事業活動と税収規模との関係が明確になるため、事業活動を促す行政投資の最適化にも資するのではないかとの意見もありました。

一方、外形基準に報酬給与額が含まれることで、雇用への影響を懸念する意見がありました。また、都道府県の歳出削減等の行財政改革が先ではないかとの意見、欠損金の繰越控除の制限や法人住民税均等割の拡充のようなより簡素な仕組みで対応すべきではないかとの意見もありました。

今後、この自治省案に関する様々な議論を参考としつつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当と考えます。

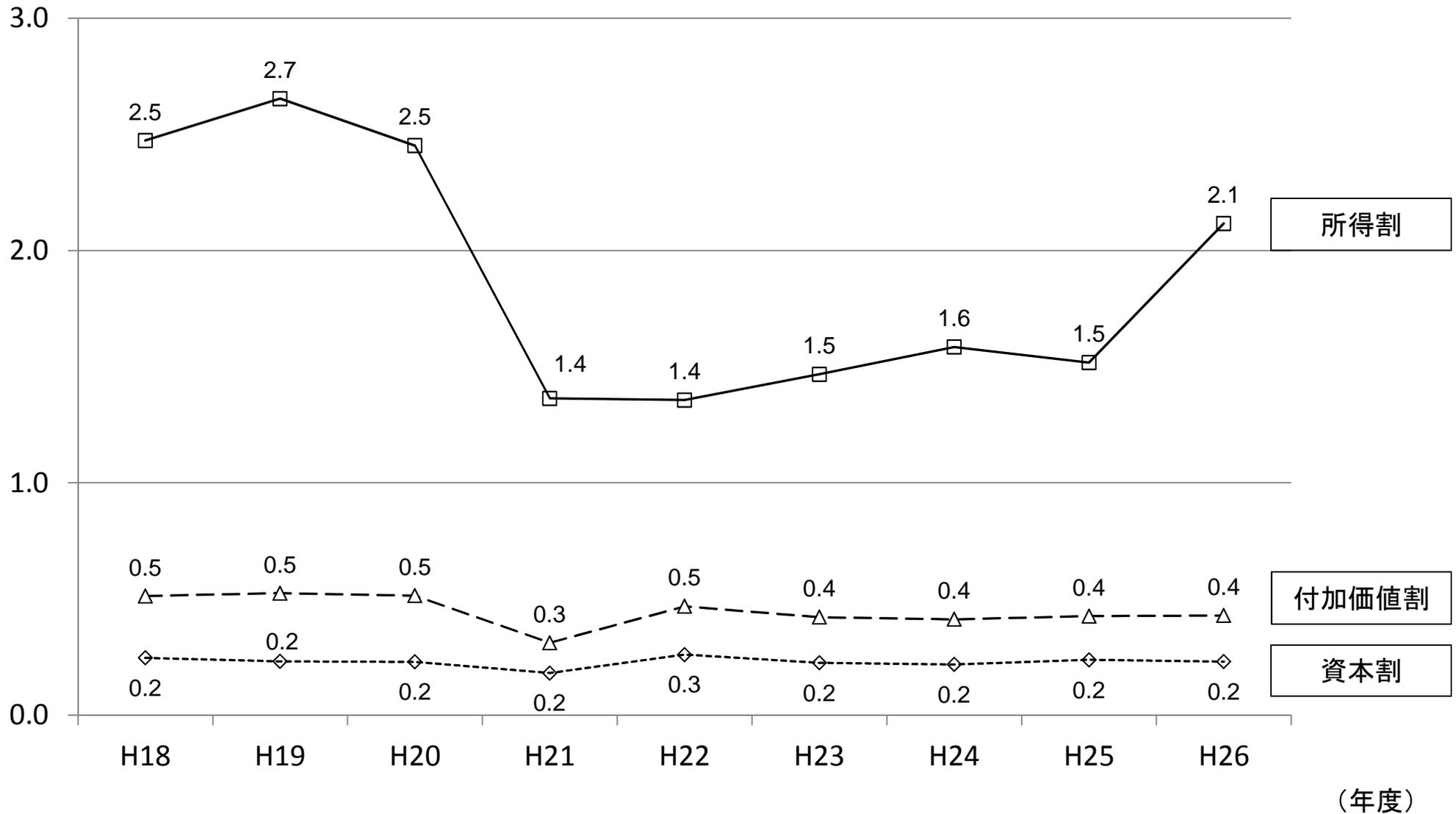
平成14年度の税制改正に関する答申(平成13年12月14日) (抄)

総務省案は、旧自治省案で2分の1導入することとした外形基準の部分について、付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用するものである。資本等の金額は、中期答申において望ましい外形基準とされた4類型の1つであり、法人の事業活動の規模をある程度示すとともに、担税力を示す面も有するものである。これにより、法人事業税全体に占める報酬給与額に係る部分の割合が大幅に下がることとなった。また、大法人と中小法人との税負担割合を変えずに税率が一本化され、「雇用安定控除」も不要となるなど、担税力に配慮しつつ、課税の仕組みが簡素化されており、「薄く・広く・公平な課税」という考え方を堅持しつつ、各方面から寄せられた意見を取り入れて、工夫された案となっている。

外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。

外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移

(兆円)



(注) 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

法人事業税の各割の税額推移

【外形対象法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割(特別税含む) ①	24,735	26,536	24,517	13,636	13,563	14,674	15,850	21,163
所得割の割合 ①/④	76.5%	77.8%	76.7%	73.5%	65.0%	69.4%	71.5%	76.2%
付加価値割 ②	5,129	5,249	5,144	3,114	4,685	4,219	4,128	4,290
資本割 ③	2,466	2,316	2,292	1,811	2,603	2,252	2,181	2,304
事業税額計 ①+②+③ ④	32,330	34,101	31,953	18,560	20,851	21,145	22,159	27,757
所得課税のみの試算 ①×4/3 ⑤	32,980	35,381	32,690	18,181	18,084	19,565	21,133	28,217
④-⑤	▲ 650	▲ 1,280	▲ 736	379	2,767	1,580	1,026	▲ 460

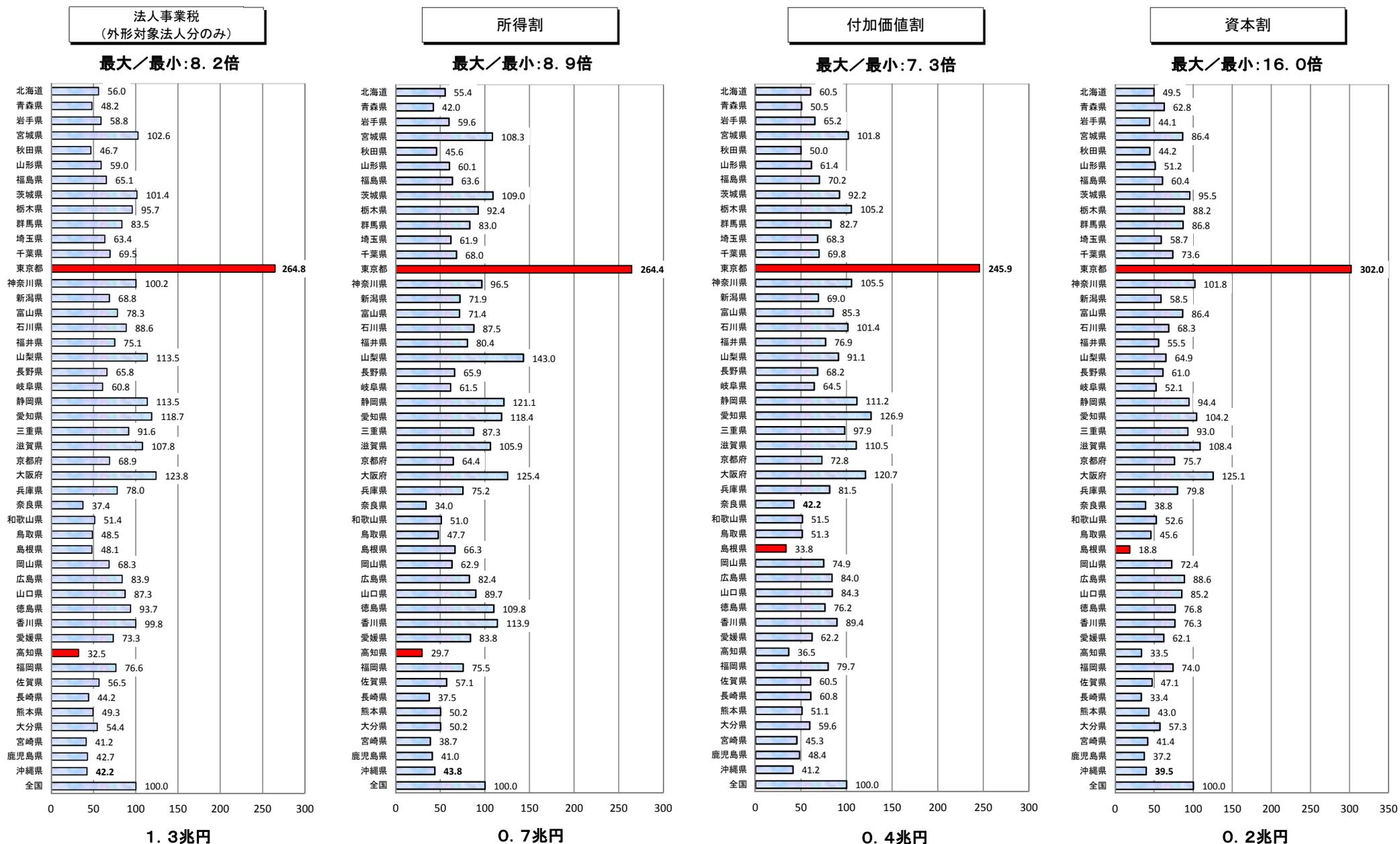
【外形対象外法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割 (特別税含む)	16,706	17,288	15,257	11,021	11,969	12,625	13,616	16,656

※ 平成26年度は地方財政計画ベース、その他は、決算額であり、超過課税分を含まない。

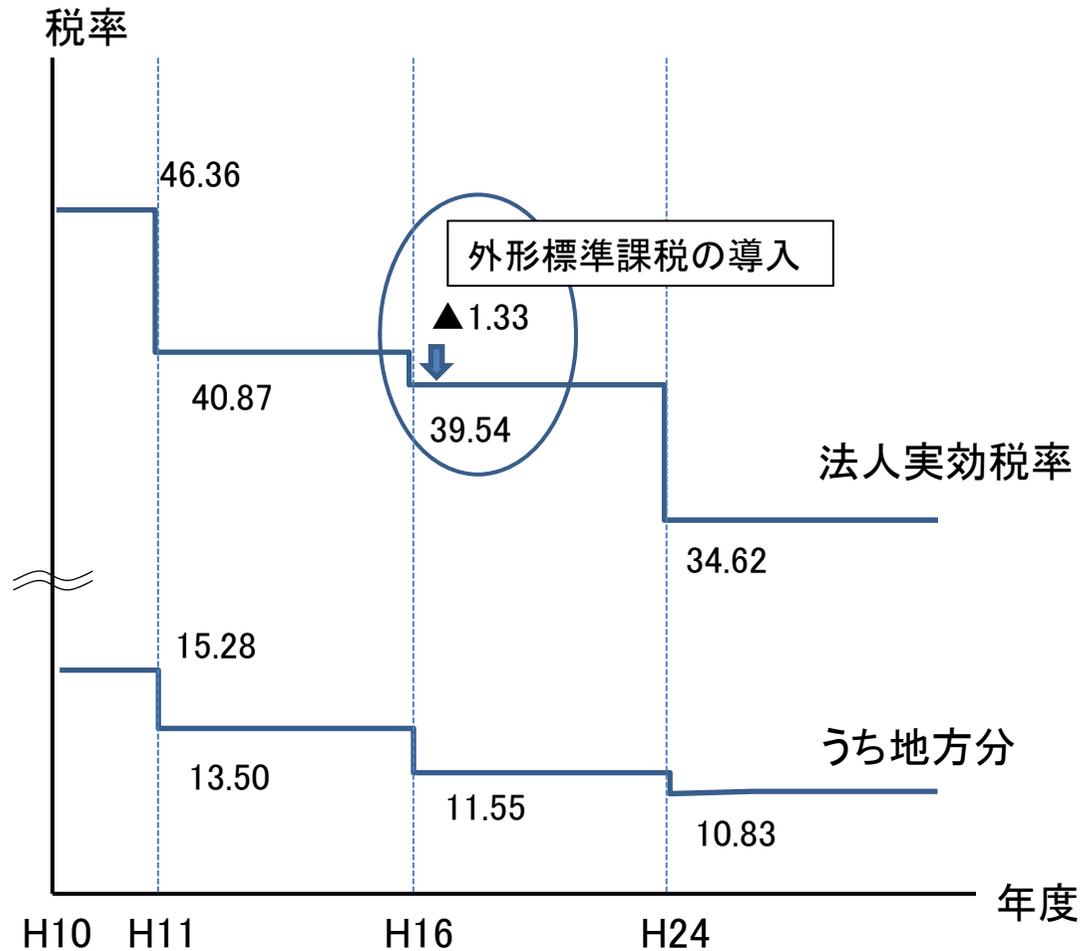
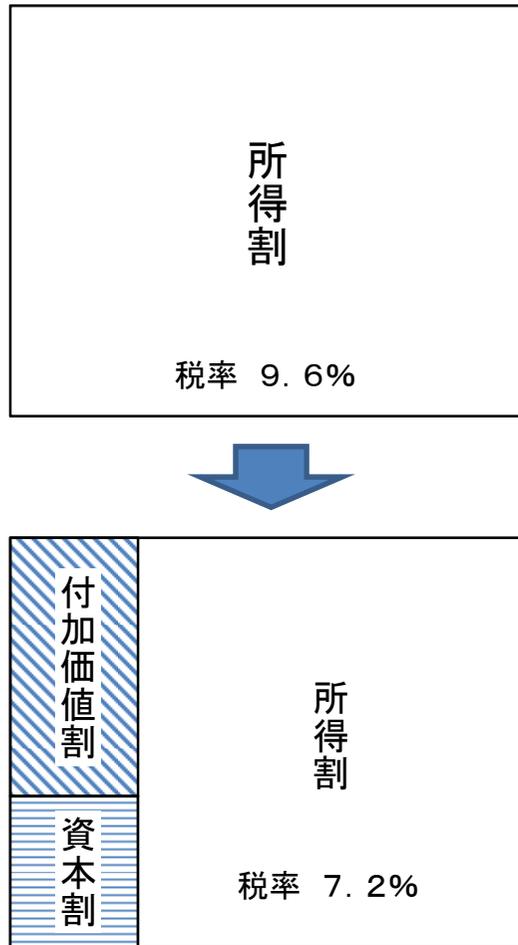
法人事業税(外形対象法人)における人口一人当たりの調定額の指数(平成24年度)



※上段の「最大／最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり調定額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は法人事業税及び各割ごとの調定額の総額である。
 (注1) 上記数値は平成24年度課税状況調に基づく法人事業税(外形対象法人のみ)に係る調定額であり、超過課税分を含むものである。

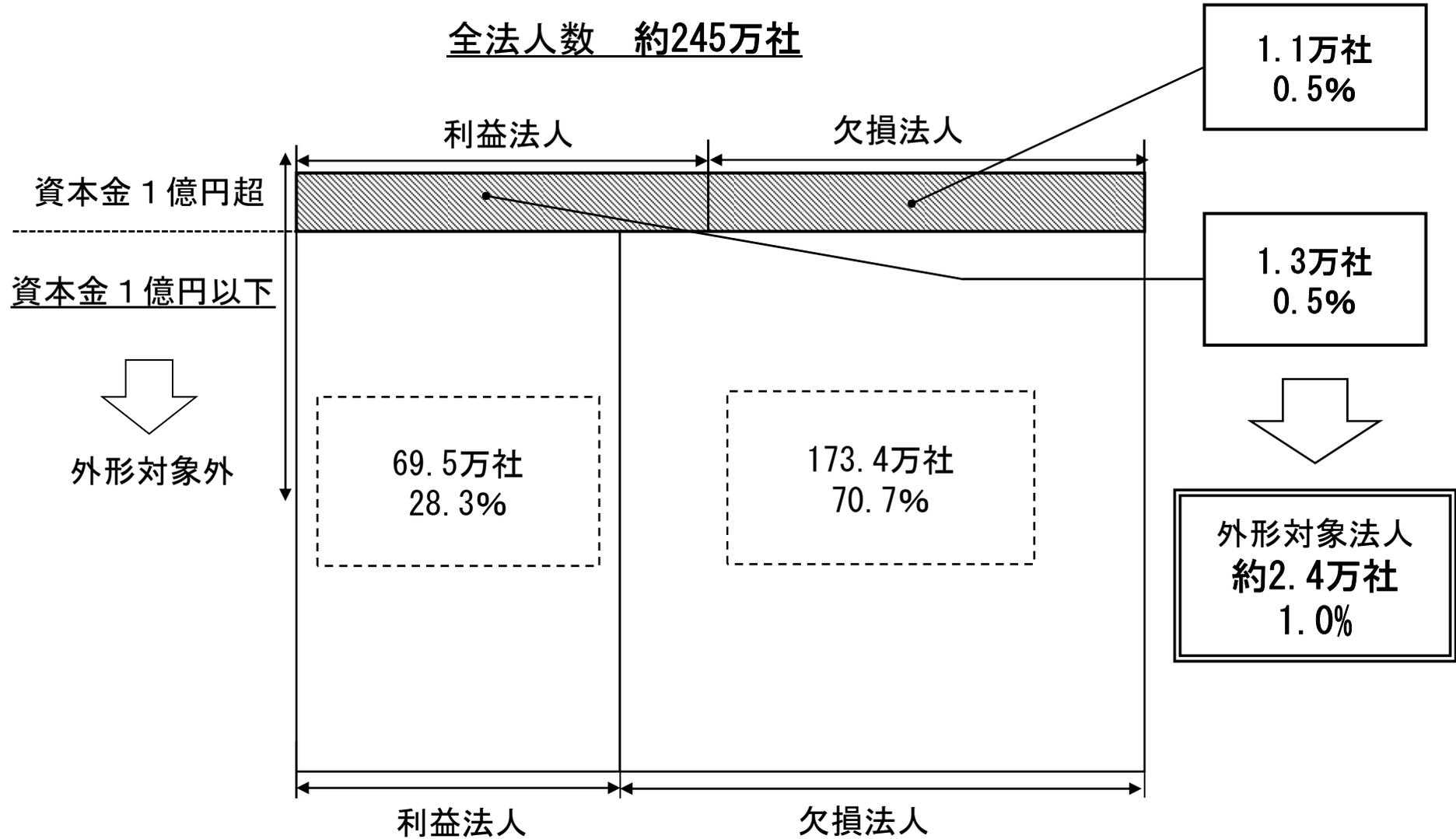
外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

外形標準課税対象法人数（平成24年度）



(注) 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,220社）は含まれていない。

中小企業等の範囲について

	製造業・その他	卸売業	小売業	サービス業
中小企業基本法	3億円以下 300人以下 (99.7%)	1億円以下 100人以下 (99.3%)	5,000万円以下 50人以下 (99.7%)	5,000万円以下 100人以下 (99.8%)
小規模事業者 (※)	20人以下 (90.1%)	5人以下 (85.3%)		
法人税法 (軽減税率の対象)	1億円以下 (98.7%)			
地方税法 (外形標準課税の対象外)	1億円以下 (99.0%)			

※ 小規模事業者は、「小規模企業振興基本法(小規模基本法)(平成26年6月27日施行)」において支援の対象とされている。

注) 表中の()は全法人に占める割合を表し、各割合の算出方法は次のとおり。

- ① 中小企業基本法:「中小企業白書2014-付属統計資料-」の1表「産業規模別事業所・企業数(企業ベース)」による。
- ② 法人税法:「平成24年度会社標本調査結果」の第1表総括表による。
- ③ 地方税法:「平成24年度道府県税の課税状況に関する調」の第23表及び36表による。

資本階級別・課税所得階層別の法人数

課税所得5,000万円超(※)の中小法人は約4.5万社(中小法人全体の1.8%)
資本金5,000万円以上でみると、約1.4万社(20.2%)

資本金	法人数計	課税所得別法人数						課税所得 5,000万円超 の比率
		欠損	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円未満	10億円超	
100億円以上	1,565	806	58	18	12	107	564	43.6%
100億円未満 50億円以上	1,003	470	43	11	19	132	328	47.8%
50億円未満 10億円以上	4,409	1,946	247	154	113	1,017	932	46.8%
10億円未満 1億円超	18,125	8,437	979	1,476	1,150	4,966	1,117	39.9%
1億円以下	2,428,646	1,733,628	543,799	106,541	21,588	21,975	1,115	1.8%
1億円以下 5,000万円以上	67,848	35,476	9,460	9,188	4,555	8,450	719	20.2%
5,000万円未満 1,000万円超	287,191	175,133	64,767	31,117	8,171	7,750	253	5.6%
1,000万円	603,092	424,872	132,008	35,454	6,174	4,468	116	1.8%
1,000万円未満	1,470,515	1,098,147	337,564	30,782	2,688	1,307	27	0.3%
計	2,453,748	1,745,287	545,126	108,200	22,882	28,197	4,056	2.2%

約4.5万社

約1.4万社

【出典：平成24年度道府県税の課税状況等に関する調】

平成26年度税制改正(地方法人課税の偏在是正)

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分)	5.0%	[6.0%]	→	3.2%	(Δ1.8%)	[4.2%]
(市町村分)	12.3%	[14.7%]	→	9.7%	(Δ2.6%)	[12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

法人事業税・地方法人特別税

 : 外形課税部分

[26年度改正前]

[26年度改正後(現行)]

【外形対象法人】

2.2兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円

【中小法人等】

1.4兆円

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額
課税法人】

0.3兆円

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税 0.07兆円
----------------------	-----------------------

※ 税収は平成24年度決算ベース

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：7,299億円

市町村：18,854億円

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,365億円 市町村：3,983億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.28%相当] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)]

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.14%相当] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県：5,924億円 市町村：14,871億円

※下段の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より適用される税率

* 税収は、平成24年度決算額（超過課税を含まない。）

法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	